

働き方改革関連法 改めてチェック

～あなたの会社の労務管理、就業規則は大丈夫ですか!!～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会
(一社) 新宿労働基準協会

2019 年より政府が進めてきた働き方改革により、労働基準法を始めとする労働関係法令が改正され、時間外労働の上限規制(36 協定の見直し)、割増賃金率の引上げ、年次有給休暇の取得義務化、産業医・産業保健機能の強化等がされ、それに伴い就業規則の見直しなどが必要になります。法改正に基づく対応ができているか、もう一度チェックしてみませんか。元労働基準監督官が解説します。

記

- 1 日時 2022年12月15日(木) 14:00～16:30 (開場・受付は13:30～)
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル(裏面案内図参照)
- 3 講師 田原 さえ子 氏 (特定社会保険労務士、労働衛生コンサルタント、
元労働基準監督官)
- 4 内容
 - ・時間外労働の上限規制、36 協定の見直し
 - ・職場にあった労働時間制度の選択(変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制、高度プロフェッショナル制度など)
 - ・中小企業の月 60 時間を超える残業の割増率引上げ(2023 年 4 月 1 日)
 - ・年次有給休暇の取得義務化
 - ・産業医の活動環境の整備、必要な情報の産業医への提供
 - ・就業規則の見直し
- 5 受講料(消費税・資料代含む) 会員 4,000円 それ以外の方 6,000円
- 6 定員 24名
- 7 申込方法等

- ①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax 03-3451-7692 して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 12月8日(木)までに次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名 三菱UFJ銀行 田町支店 ・口座番号 普通預金 0397963
・口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会 ・名義人住所 東京都港区芝 4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい(例 1215 OOカイヤ等)

- ③受講の取消:12月8日(木)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

- ④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

- 8 問い合わせ先(一社)三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>
電話:03-3451-0901 FAX:03-3451-7692

受付日		受講番号	
-----	--	------	--

働き方改革関連法 改めてチェック

労務管理講習会 Fax 申込書 兼 受講票

● 実施日： 2022年12月15日(木) ●

14:00~16:30

申込 Fax. 送付先 (一社) 三田労働基準協会事務局 あて

Fax. 03-3451-7692

いずれか、○をお付け下さい	・三田会員 ・品川会員 ・大田会員 ・渋谷会員 ・新宿会員 ・会員以外		
事業場名			
所在地			
電 話		Fax (返信用)	
申込担当者 職・氏名			
参加者氏名			
メール案内 要・否	担当者のメール アドレス		

注：① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。

② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し受付にご提示下さい。

③ 2名様以上お申込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

④ 当協会の講習会案内をメールで受取ることができます。メール案内要否欄に記載をお願いします。

＜会場案内図＞

一般社団法人三田労働基準協会ビル
 1階研修センター
 港区芝4-4-5
 TEL 03-3451-0901
 最寄駅
 地下鉄三田駅
 A9出口 徒歩1分
 JR 田町駅 三田(西)口
 徒歩8分

協会 使用欄	
-----------	--

